

## **[事案 2023-211] 失効取消請求**

・令和6年2月8日 和解成立

### **<事案の概要>**

失効の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成28年3月に契約した積立保険について、令和5年5月に失効したが、以下の理由により、失効を取り消してほしい。

- (1)以前、腰の手術と肋骨を骨折して体力がなくなってきたこともあり、将来のことを考えて契約を失効しないように保険料の支払いについては気を付けていた。保険料の支払いができない時は、積立金から支払うようにしていた。
- (2)令和5年3月に保険会社の支社へ行き、保険会社のタブレットを操作して、積立金から保険料の支払手続をし、4月中旬にも同様に手続を行ったが、本契約が失効となった。
- (3)募集人は、募集人自身のペナルティを恐れて、タブレットの手続がされていなかったと嘘をついている。

### **<保険会社の主張>**

当社への来店および保険料の支払手続のために、別契約からの生存給付金の引き出し手続を当社タブレットにて行った事実は確認できないことから、「募集人が嘘をついている」とする申立人の主張を認めることはできないが、申立人と募集人とのLINEのやり取りにおいて、申立人に誤解を与えた可能性を否定できないことから、失効の取消しに応じる。

### **<裁定の概要>**

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。